

電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更について

1. 概要

令和2年度税制改正に伴い、令和2年4月1日改正後の地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から法人事業税の課税方式が変更されました。

2. 対象となる事業と課税区分について

事業年度において、電気供給業のうち小売電気事業または発電事業（※1）を行う場合、以下の区分により課税方式（課税標準・税率など）等が異なります。

(1) 法人または事業年度による区分

法人または事業年度による区分		課税区分
平成28年4月1日以後に開始した事業年度		A
課税標準となる事業年度の収入金額が2億4,000万円以下（※2）		B
令和元年10月1日以後に開始した事業年度		C
課税標準となる事業年度の収入金額が2億4,000万円以下（※2）		D
令和2年4月1日以後に開始した事業年度		
地方税法第72条の2第1項第1号イに該当する法人 (資本金の額が1億円を超える法人 など)		E
地方税法第72条の2第1項第1号ロに該当する法人		F
課税標準となる事業年度の収入金額が2億4,000万円以下（※2）		G

(2) 課税区分に応じた課税標準区分ごとの税率

単位：%

課税標準の区分	(1)表の課税区分に対応する税率						
	A	B	C	D	E	F	G
収入金額	0.965	0.900	1.065	1.000	0.815	0.815	0.750
所得金額	—	—	—	—	—	1.850	1.850
付加価値額	—	—	—	—	0.370	—	—
資本金等の額	—	—	—	—	0.150	—	—

※1 電気事業法第2条第1項第2号または第14号に規定する事業をいいます。
また、これらに準ずるものとして地方税法施行規則第3条の14の規定に掲げられた事業を含みます。

※2 当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額で比較します。

(3) 課税区分に応じた法人事業税の申告書の様式

申告の種類	(1)表の課税区分に対応する申告書様式	
	A B C D	E F G
確定申告		
中間申告（仮決算に基づく中間申告）	第6号様式	第6号様式（その2）
修正申告		
予定申告	第6号の3様式	第6号の3様式（その2）

※ 地方税法第72条の2第1項第3号の事業と併せて同項第1号または第2号の事業を行った場合は、それぞれの事業ごと、割ごとに課税標準額及び税額を算定し、第6号様式（その2）により申告してください。

3. 経過措置について

所得（連結所得に係る当該法人の個別所得金額）の計算に関しては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の規定により次のような経過措置が定められています。

【適用対象となる法人】

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、令和2年4月1日改正後の地方税法第72条の2第1項第3号に規定する「小売電気事業等」又は「発電事業等」を行っていた法人

【経過措置の内容】

小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の前日 10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。